

募集

町営住宅入居者募集

町営住宅入居者を次の要領で募集します。
募集対象住宅

	住宅名	住所	住宅の階層	床面積	部屋数	トイレ
①	義農アパート124号	筒井1360	3階建の3階	39.66㎡	2DK	水洗
②	平松住宅139号	浜880	3階建の1階	39.66㎡	2DK	水洗
③	平松住宅149号	浜880	3階建の1階	39.66㎡	2DK	水洗
④	神子舞住宅1-3号	筒井440	2階建の1・2階	46.80㎡	2DK	汲取り
⑤	改良住宅11棟4号	筒井1253	2階建の2階	67.90㎡	3DK	水洗

※①～④の住宅の家賃は毎年度、入居者の所得状況などにより算定します。
※①～③・⑤の住宅は家賃とは別に共益費が必要です。

入居申込資格

① 町内に住所又は勤務場所を有する方。

② 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある方や近く婚姻する婚約者を含む。）があること。ただし、家族を故意又は不自然に分割又は合併する世帯の申込みはできません。

※特例として次に該当する方は単身入居が認められます。

- ⑦ 50歳以上の方
- ⑥ 身体障害者（1～4級）の方
- ⑤ 生活保護者
- ④ その他、戦傷病者手帳の交付を受けている方・原子爆弾被爆者の認定を受けている方・ハンセン病療養所入所者・海外引揚者等（等級などで認められない場合もあります。）
- ③ 入居しようとする世帯員の収入合算額が、法令で定められた基準内であること。
- ④ 現在、住宅に困窮していることが明らかな方。

以上の条件をすべて満たす方。

※①～③の住宅は浴室はなく、④・⑤の住宅は浴室はありますが給湯設備などは入居者負担となります。

申込書の交付・受付期間

7月14日（月）～25日（金）
執務時間中

※申込書に、世帯全員の住民票の写し及び平成14年中の所得を証明する書類の添付が必要です。

※抽選日、抽選会場、申込資格の有無などは、後日申込者に直接お知らせします。

申込み・問い合わせ
役場まちづくり課

町営住宅係
☎985-4122

子どもの人権問題に関する12時間電話相談

相談内容 いじめ・体罰・虐待など子どもの人権問題に関するあらゆる相談（無料・秘密厳守）
日時 7月24日（木）9時～21時
電話番号 フリーダイヤル 0120-025-550
相談担当者 人権擁護委員、弁護士資格のある人権擁護委員、法務局職員
主催 松山地方法務局 愛媛県人権擁護委員連合会

防災一口メモ

大地震Ⅰ

5月26日（月）、18時24分ころ宮城県沖を震源とするM7.0の地震が東北地方を襲いました。最大震度は6弱（烈震）の強い揺れを観測し、負傷者101名、家屋一部破損152棟という被害をもたらしました。

震度6弱というのは気象庁震度階級によると「重い家具が移動・転倒し、多くの人が立っていらなくなる。」という震度です。平成13年に発生した芸予地震の松前町の震度は、5強と観測されていますので、震度6弱というのはかなり強い揺れであったことが想像できます。

現在、四国地方周辺で発生が予測されている地震のうちで、もっとも規模が大きいと考えられているのが、皆さんご存知の「南海地震」です。では、南海地震はどの程度の規模と予測されているのでしょうか。文部科学省によると、M8.4、最大震度は7（激震）、

強烈な縦揺れの継続時間は約1分。西日本全域に大きな被害をもたらすと同時に、多発的な大災害となる可能性が高いと予測されています。

この南海地震は周期的に発生しており、その周期は平均114年。前回の昭和南海地震が1946年に発生しているため、57年が経過しています。「あと周期の半分残っているじゃないか。」と思わないでください。前回の南海地震は、平均から比べると規模が小さい地震でした。その他、様々な要因により、次の地震が早まる可能性は、十分にありまます。

現在、発表されている発生確率は今後30年間に40%、今後50年間で80%です。この数値は高いのか低いのか、よく考えていただきたいと思えます。次回は、マグニチュードと震度の関係についてお知らせします。